



2020年5月19日

各 位

会社名 株式会社 コメリ
 代表者名 代表取締役社長 捧 雄一郎
 (コード番号 8218 東証第一部)
 問合せ先 取締役 経営企画室ゼネラルマネージャー
 早川 博
 TEL. 025-371-4111 (代)

定款一部変更のお知らせ

当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、2020年6月25日に開催を予定している第59回定時株主総会に、下記の通り、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、業務執行については取締役会の監督のもと更なる意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当社定款について、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを</u>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略) (新 設)</p> <p>(任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議によって、最高経営責任者 (CEO) および最高執行責任者 (COO) を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>除く。)</u> は、10 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第 20 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、最高経営責任者 (CEO) および最高執行責任者 (COO) を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(報酬等)</u> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
	<p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月25日(予定)

以上